

児童扶養手当の拡充を求める意見書（案）

子どもは未来の主人公であり、社会の希望である。また、誰もが子どもたちの健やかな成長を願っている。しかし、子どもの貧困率は過去最悪の 16.3% (2012 年) になり、深刻な状況である。なかでも、ひとり親世帯の貧困率は 54.6% に及び、見過ごせない実態となっている。就労収入が 200 万円以下の母子世帯は 64% を占め、ひとり親家庭子育てへの経済的支援は緊急な課題である。

児童扶養手当法のおおもとに、日本国憲法第 25 条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」と、「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」との生存する権利をうたった条文がある。現在の児童扶養手当は上限が月額 41,020 円であり、とても生活できる金額とは言えない。

様々な事情により祖父母が養育している場合、児童扶養手当法の一部改正により、年金額が手当額より低い場合に限り、差額分を受給できるようになったが不十分である。

よって、政府においては、ひとり親家庭の命綱である児童扶養手当の拡充へ、以下の措置を求める。

1. 児童扶養手当の支給額の引き上げを図ること。
2. 児童扶養手当を支給開始 5 年後に半減する措置は中止すること。
3. 児童扶養手当と年金との併給支給を認めるなど抜本的改善を図ること。

以上、地方自治法、第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 29 年 月 日

茨城県議会議長 藤 島 正 孝

(提出先)

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長